

# 消費者と生産者が 共につくる 食の安全・安心

## 「熊本県食の安全安心推進条例」について

熊本県では、食の安全安心を進めるため、今年四月二日に「熊本県食の安全安心推進条例」を施行しました。

条例の主な内容は

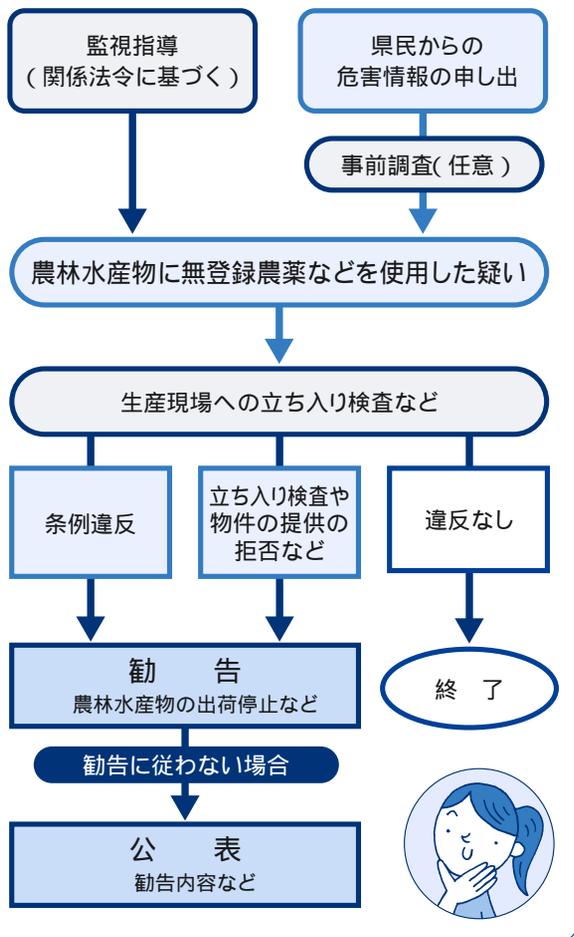
県や食品関連事業者、消費者の役割の規定  
県の取り組みへの消費者の意見反映  
食の安全安心につながる食育の推進  
食品の生産から流通までの全体を通じた監視指導と検査の実施 などです。



特に今年十月二日からは、無登録農薬などを使った農林水産物の出荷や販売を禁止し、違反があった場合は立ち入り検査や勧告を行い、勧告に従わない場合はその勧告の内容などを公表できるようにしました(左図参照)。  
しかし、食の安全安心は消費者の皆さんと生産者など食品関連事業者の皆さんとが共につくり上げていくものですから、「この条例により、お互いに理解、協力し合うことで食の安全性や食に対する安心感が高まっていくことを期待しています。」

### 安全・安心な農林水産物の提供への流れ

平成17年10月1日から



食の安全安心は相互理解から。  
生産者と消費者が交流する場  
を増やしてほしい。



熊本市  
まいくま ともこ  
毎熊 知子さん

食生活は家族の健康の源。日ごろから添加物の少ないものや、地元で生産された新鮮なものを選ぶようにしています。最近では、食品表示の偽装や無登録農薬の使用などさまざまな問題が起こり、本当に安全なのか不安になります。機会を見つけては生産現場に行きます。実際に作っている環境を見たり、生産者の方と話したりすることで本当に安全だと実感できます。条例をつくるだけでなく、生産者と消費者のお互いの顔が見える仕組みづくりが必要だと思います。わたしたち消費者は食の安全安心についてもっと「知る」ことが大切ですし、生産者を理解することも大事です。また、生産者は消費者に安心できる野菜などを作っていることを分かってほしいと思っているので、その交流のきっかけづくりを行政に期待したいですね。

自分の家族も安心して  
食べられる野菜を消費者に届けたい。

安全で安心できる作物を作ること、生産者として当然のことだと思っています。消費者の皆さんに届けたいのは、自分の家族も安心して食べられる野菜です。その取り組みの一つとして、旭志地域全体で「ほたるネギ」という白ネギのブランド化を進めています。ほたるネギの栽培には、化学肥料や除草剤を使用しないなど、徹底した生産管理をしています。肥料には有機たい肥や野菜くずを使い、草取りに追われる毎日ですが、おいしくて安全な食へのこだわりと、消費者の喜ぶ顔が見たいという気持ちが、わたしたち農家のやりがいにつながっています。その思いを伝え、消費者の皆さんの声を聞くために、みんなで実際に店頭で販売もしています。皆さんの生の声は生産現場を改善させ、産地の生き残りにつながります。この条例をきっかけに、行政には、生産者と消費者の交流の機会を増やしてもらい、ぜひ、わたしたちの取り組みをPRしていきたいですね。



た さき ひでとし  
菊池市 田崎 秀敏さん

食の安全を確認するために、分かりやすい  
食品表示が必要だと実感しています。



熊本県立大学 食・健康環境学専攻の皆さん

昨年の夏ごろから、授業での取り組みとして「熊本県食品表示ウォッチャー」をしています。これは、普段の買い物の際に、食品表示が適正に行われているかをチェックして県に報告するというものです。以前はあまり意識していなかった食品表示ですが、この活動を通じて産地を確認したり、添加物を見比べて買ったりするようになりました。また、店によって表示の仕方が異なったり、法律によって表示基準にも違いがあったりなど、一定の基準で評価することの難しさを感じたこともありました。家族や友人にも食品表示について話を広めていきたいですし、わたしたち自身も安全で安心な食品を選ぶ確かな目を持ち続けていきたいと考えています。

食品表示ウォッチャーの募集については、6ページをご覧ください。

お問い合わせ先

熊本県食の安全・消費生活課 食の安全・食育推進班

☎096-383-1111(内線7427) FAX 096-382-7403 電子メール syokunoanzen@pref.kumamoto.lg.jp